

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊松本駐屯地
第 335 会計隊長 辻 健太郎

下記のとおり、一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名等：糧食品 1ヶ月① 冷凍白玉団子 ほか 302 件
糧食品 1ヶ月② 料理用赤ワイン
糧食品 1ヶ月③ 弁当 2
- (2) 決定方法：単価決定
- (3) 納入場所：陸上自衛隊松本駐屯地 糧食班倉庫
※「糧食品 1ヶ月③ 弁当 2」のみ、ホテルブエナビスタ(松本市)へ納入
- (4) 納入時間：08 時 30 分から 11 時 00 分まで 時間厳守（時間指定の場合は除く）
- (5) 納期：糧食品 1ヶ月① 令和 8 年 8 月 31 日～令和 8 年 9 月 30 日
糧食品 1ヶ月② 令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
糧食品 1ヶ月③ 令和 8 年 9 月 16 日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の販売」D 等級以上に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
または、令和 7・8・9 年度の全省庁統一資格の申請の手続きを実施していることが分かる書類を提出することができる者。その際、当該入札の落札者は令和 7・8・9 年度の資格審査結果通知書が発行されたならば、写しを速やかに官側に提出すること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 食品衛生法第 26 条の規定に該当する場合で、登録検査機関等の検査に合格していること。
- (8) 食品衛生法第 52 条の規定に該当する場合で、都道府県知事からの営業許可を受けている者

3 入札及び契約条件

- (1) 入札参加希望者は「所定の入札書」にて入札すること。陸上自衛隊松本駐屯地会計隊事務室にて入札書等の受領の際に資格審査結果通知書、前項第 7 号及び第 8 号に該当する場合は、営業許可証明書及び入札日より 6 ヶ月以内の食品衛生監視票の写しを提出すること。但し、有効期限内分を提出済の場合を除く。
- (2) 入札書の見本欄に○印と記されている品目については見本提出品とする。指定した日時までに見本を提出し、合格判定を受けなければ、その品目の入札は受け付けない。
- (3) 本件入札において郵便による入札を可とする。但し、入札開始までに入札書が担当者の手元に届いた場合に限る。封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書で入札書在中と明記し、下記宛先まで郵送すること。また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡をすること。
- (4) 再度入札を実施する場合は、別示する。

4 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊松本駐屯地 第 335 会計隊事務室
- (2) 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eaфин/index.html>)

5 見本・入札日時及び場所

- (1) 見本提出日時・場所：令和 8 年 8 月 18 日（火）11 時 00 分まで 松本駐屯地 糧食班事務所
- (2) 入札日時・場所：令和 8 年 8 月 20 日（木）09 時 00 分から 松本駐屯地業務隊会議室

6 保証金・違約金等

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額（予定数量×単価）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「発注数量×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額（「発注数量×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の1000分の1以上を徴収する。

7 落札決定方式

- (1) **単価（消費税抜き）決定とする。** 落札決定にあたっては、入札書に記載された消費税抜き単価を持って落札単価とし、対価算定にあたっては、落札単価に履行確定数量を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの）とする。
- (2) 単価が当隊所定の予定価格の範囲内かつ最低価格の者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効等

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が確認し難いもの。（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）の氏名のほか、担当者の氏名及び連絡先も記載すること。ただし、代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
※入札単価欄の単価訂正はできないので注意して記入すること。
訂正印・捨印・修正液（テープ）も不可である。入札単価に訂正があるものは、無効とする。
- (3) 電報、電話、FAXでの入札（事前の申し出により郵便可）
- (4) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (5) 記載事項の全部又は一部が、鉛筆又は消えるボールペンで記載されている場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書等の作成

- (1) 契約金額に応じて作成する。
 - ・ 予定数量に契約単価を乗じ得た額の合計額が250万円以上の場合：契約書作成
 - ・ 予定数量に契約単価を乗じ得た額の合計額が100万円以上の場合：請書作成
- ※但し、上記の金額に満たない場合は、それぞれ省略することができる。

(2) 適用する条項

「糧食売買契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

10 その他

- (1) 規則により、納入食品は医務室（食品検査室）において食品衛生検査を実施しないと納品できない。食品衛生検査合格後、糧食班倉庫へ納品すること。尚、数物でも食品衛生検査用として3個準備すること。
- (2) 糧食購入予定表の品名に井及び＊マークがある品物は耐久品となる。自社納品ができない業者（宅急便等での納品を行う業者）の場合、耐久品、加給食以外の入札は原則として参加できない。
- (3) 同等品で入札を行う場合は、規格欄に示す規格または仕様書以上の規格・商品とし、「同等品申請書」を提出し承認を得ること。
（提出期限：令和8年8月17日10時00分）
また、承認を得た「同等品申請書」の写しを入札開始までに下記の契約班担当者に提出すること。
- (4) **入札に参加される方は、8月17日（月）16時00分までに下記へ連絡すること。**
- (5) 問い合わせ先：〒390-8508 長野県松本市高宮西1-1
陸上自衛隊松本駐屯地第335会計隊契約班
TEL 0263-26-2766（内線341）FAX 0263-26-2766（内線349）
メールアドレス 335fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
担当 紺野

令和 8 年 9 月 おにぎり仕様書

	品 名	重 量
おにぎり 2 ケ (1)	おにぎり 鮭	1 0 0 g 程度
	おにぎり おかか	1 0 0 g 程度
おにぎり 2 ケ (2)	おにぎり たらこ	1 0 0 g 程度
	おにぎり 鶏の炊き込み	1 0 0 g 程度
おにぎり 2 ケ (3)	おにぎり ツナ	1 0 0 g 程度
	おにぎり 昆布	1 0 0 g 程度
おにぎり 2 ケ (4)	おにぎり 梅	1 0 0 g 程度
	おにぎり 明太子	1 0 0 g 程度

※ 包装、その他

- 1 当日製造品
- 2 清潔な包装
- 3 表示

(1) 期限表示

(2) 「なるべく早くお召し上がりください」

令和 8 年 9 月 パンセット仕様書

	種 類	重量
パンセット 1	たまごサラダサンド食パン つぶあんパン	9 5 g 以上 1 1 0 g 以上
パンセット 2	ツナマヨパン クリームパン	1 0 0 g 以上 9 5 g 以上
パンセット 3	ソーセージパン ブルーベリージャムバタサンド食パン	8 5 g 以上 1 0 0 g 以上
パンセット 4	ハムマヨネーズパン アップルパイ	9 0 g 以上 1 0 0 g 以上
パンセット 5	揚げカレーパ フレンチトースト	1 0 0 g 以上 1 2 5 g 以上
パンセット 6	ホットドッグ 食パン（3枚入）	9 0 g 以上 1 7 0 g 以上
パンセット 7	焼きそばパン ・牛乳パン	1 4 0 g 以上 1 3 5 g 以上

※ 包装、その他

- 1 同等品可
- 2 期限表示

調達要求番号：6GGU1D60024

陸上自衛隊仕様書		
弁当	作成	令和8年8月3日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	松本駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地（以下「官側」という）において調達する弁当について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国の定める法律、法令、通達などによる。

2 弁当に関する要求

2.1 弁当の内容及び数量

別紙による。

2.2 納入日

別紙による。

2.3 納入場所

松本駐屯地糧食班

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

4 弁当納入条件

4.1 容器

- 清潔なもので、ゴミとして廃棄可能な容器かつリサイクル容器を使用
- 中身が確認できるような透明なふたを使用する（直射日光による品質劣化が顕著な場合はこの限りではない）
- 内容物の状況、配置に応じてバランやカップなどを用いて仕切りを行う
- 食品表示法に定める表示事項を記載したラベルを貼り付け

4.2 付属物

- 喫食用の使い捨て可能なスプーン（袋入り）
- 弁当の内容物に合わせた醤油、ソースなどの小袋の調味料
- 付属物の細部は別紙による。

5 要求事項

契約の相手方に対する要求事項は、次による。

- 官側の指定する時間に納入できること。
- 食品衛生監視のため、官側が発注した数量に加えて、保存検体用1個及び検食用2個、計3個の弁当を納入時に提出すること。
- 輸送にあたっては、弁当の品質維持のため必要に応じ保冷車等を使用すること。
- 製造者は、食品衛生管理者を配置し、衛生管理体制を構築していること。

6 その他の指示

6.1 提出書類

納入する弁当の品目表及び成分分析表（弁当にシール等で貼り付け可）

6.2 安全管理

- a) 食中毒等の予防に万全を期すとともに、消費期限を明示し、納入後最大5時間の期限を確保できるように製造を行う。
- b) その他の安全管理について特に必要な場合は、官側担当者と協議する。

6.3 保全

契約の相手方は、委託業務により知り得た知識、情報等について、ほかに漏えい又は転用してはならない。

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、契約担当官を通じて実施する。

弁当の内容

品名	規格等	
弁当 1	内容総量 300 g 以上 容器、箸除く	
納入数量 (予定)	175 個	
喫食日時 (予定)	令和 8 年 9 月 17 日 (木) 夕食 納入時 5 時間以上の消費期限を確保	
内容物	規格等	重量等
白飯	国内米	220 g 程度
カレー	中辛程度 (辛すぎないように)。 ご飯の横にそそぐ。または、セパレートの容器 を使用し、ご飯とカレーは別々に盛って 2 段に する。	ご飯の量に 見合った量
漬け物	福神漬け等	適量
その他	使い捨て可能なスプーン (袋入り) を添付する。	

調達要求番号：6GGU1D60027

陸上自衛隊仕様書		
弁 当	作 成	令和 8 年 8 月 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	松 本 駐 屯 地 業 務 隊

- 1 総則
- 1.1 適用範囲
- この仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地（以下「官側」という）において調達する弁当について規定する。
- 1.2 用語及び定義
- この仕様書で用いる用語及び定義は、国の定める法律，法令，通達などによる。
- 2 弁当に関する要求
- 2.1 弁当の内容及び数量
- 別紙による。
- 2.2 納入日
- 別紙による。
- 2.3 納入場所
- ホテルブエナビスタ（松本市）
- 3 品質保証
- 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。
- 4 弁当納入条件
- 4.1 容器
- a) 清潔なもので、ゴミとして廃棄可能なりサイクル容器又はプラスチック容器を使用
- b) 中身が確認できるような透明なふたを使用する（直射日光による品質劣化が顕著な場合はこの限りではない）
- c) 内容物の状況，配置に応じてバランやカップなどを用いて仕切りを行う
- d) 食品表示法に定める表示事項を記載したラベルを貼り付け
- 4.2 付属物
- 付属物については弁当ごとに添付すること。
- a) 喫食用の使い捨て可能な箸（袋入り）
- b) 弁当の内容物に合わせた醤油，ソースなどの小袋の調味料
- 5 要求事項
- 契約の相手方に対する要求事項は，次による。
- a) 官側の指定する時間に納入できること。
- b) 輸送にあたっては，弁当の品質維持のため必要に応じ保冷車等を使用すること。
- c) 製造者は，食品衛生管理者を配置し，衛生管理体制を構築していること。

6 その他の指示

6.1 安全管理

- a) 食中毒等の予防に万全を期すとともに，消費期限を明示し，納入後最大5時間の期限を確保できるように納品当日に製造を行う。
- b) その他の安全管理について特に必要な場合は，官側担当者と協議する。

6.2 保全

契約の相手方は，委託業務により知り得た知識，情報等について，ほかに漏えい又は転用してはならない。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，契約担当官を通じて実施する。

弁当の内容

品名	規格等	
弁当 2	内容総量 411g 以上 容器、箸除く	
納入数量（予定）	35 個	
喫食日時（予定）	令和 8 年 9 月 16 日（水）の昼食 納入時 5 時間以上の消費期限を確保	
内容物	規格等	重量
白飯	令和 7 年または 8 年産国内米とする。	250 g 以上
ふりかけ等	国内製造品	1 g 程度
鶏唐揚		60 g 以上
副菜 3 種以上	野菜を使った料理を 1 種以上入れる。 同じような副菜にならないよう工夫する。 汁気の少ないものにする。	90 g 以上
漬物または佃煮	※ザーサイは漬物とする。	10 g 以上
付け合わせ等	必要に応じて付け合わせをつける。	適宜適量
その他	重量は、調理後・納品時の重量とする。 なるべく隙間がないようにし、彩りのよい盛り付けにする。	